

## 2018年9月通常会議 議案と請願に対する討論

2019年3月20日

立道 秀彦

日本共産党大津市会議員団を代表して、

- [議案第 15 号](#) 平成 31 年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について
- [議案第 16 号](#) 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について
- [議案第 19 号](#) 大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 20 号](#) 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 21 号](#) 大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 22 号](#) 大津市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 23 号](#) 大津市市民格技場条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 24 号](#) 大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 25 号](#) 大津市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 26 号](#) 大津市仰木ふれあい広場条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 37 号](#) 大津市介護保険法にもとづく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 41 号](#) 大津市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第 49 号](#) 事業契約の変更について（新富士見市民温水プール整備・運営事業）
- [議案第 50 号](#) 事業契約の変更について（大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業）

に対して反対討論、

及び

- [請願第 1 号](#) 大津市立天神山保育園民営計画の撤回を求める請願、
  - [請願第 2 号](#) 平成 31 年度大津市国民健康保険料の値上げ中止を求める請願
- に対する賛成討論を行います。

まず議案第 15 号についてであります。本議案には本年に引き続き、一般職の管理職の給与も減額の対象になっています。安倍政権の景気が回復しているという根拠は勤労統計の不正処理からも、崩れていることが明らかとなっています。

内閣府がこの 1 月に発表した景気判断では「足踏みを示している」から「下方への局面変化を示している」と下方修正し、国自身が日本経済の落ち込みを認めざるを得なくなっています。職員の給与の減額は、景気回復の鍵を握る個人消費をさらに冷え込ませひいては民間労働者の給与の引き下げにも繋がります。

地域経済を冷え込ませ市民生活を圧迫する一般職管理職の給与の減額は行うべきではないと考え、反対するものです。

次に議案第 16 号についてです。認定こども園法が改正され、中核市の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務・権限が、本年 4 月 1 日より都道府県知事から中核市長に移譲されることに伴い条例の制定を行うものであります。認定要件の職員配置について国基準に市が上乗せしていることは評価するものですが、食事の提供において、一定の要件を満たせば満 3 歳以上の子どもに限り外部搬入も可としています。

子どもたちに提供する食事は命にも関わり、アレルギー対策をはじめ、衛生面、安全面、食育の観点からも外部搬入ではなく自園調理であるべきと考えることから本議案に反対します。

次に議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 49 号、議案第 50 号は消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う議案なので一括して討論します。

これらの議案は、消費税の 10%への増税を前提に市民の暮らし、活動を支える施設やサービスの使用料、利用料、手数料、および契約金額の引き上げを行うものです。さらに議案第 21 号から 25 号は増税だけでなく、大津市男女共同参画センターとスポーツ施設の利用料、使用料を施設使用料設定基準にもとづいて引き上げます。施設使用料設定基準は、市が受益者負担を原則に設定したもので、これにもとづき市内各施設の利用料などが、1.5 倍に順次引き上げられてきました。利用料などの値上げは、施設の利用やサービスを抑制し、市民の活動の活性化やスポーツの振興に逆行するものです。市民生活が大変な状況の中、市民の負担を重くし、施設の利用抑制に繋がる各議案に反対します。

次に議案第 37 号についてですが、本議案は介護医療院に関わるものです。介護医療院は、介護療養型施設、いわゆる介護療養病床の受け皿として創設されましたが、人員配置やサービス基準が緩和され、介護・医療の質が低下することが懸念される施設であることから、本議案に反対します。

次に議案第 41 号です。今回の条例改正のもとになっている建築基準法の改定は、糸魚川市の大火やアスカル倉庫の火災などの大規模火災を受けて、建築物の安全性の確保と、空き家が増えているためにその転用を促し、既存ストックの活用を進めることを目的にしています。

建築基準法は国民の生命、身体の安全を確保するために、建築物の敷地、構造、設備、用途についての最低限の基準を定め、それを事前にチェックする建築確認を行って担保しています。

しかし、今回の条例改正では、特例許可を受けた建築物の一定の増改築について、公聴会の開催や建築審査会の同意手続きが不要とされます。また既存建築物について、用途変更に伴う工事を 2 つ以上の工事に分けて行う際、特定行政庁による全体計画の認定で実施できるようになること、既存建築物を一時的に、店舗や興業場などの他の用途に転用する場合の規制を緩和するなど、規制や手続きが緩和されます。

近年火災が発生している飲食店などが入居する雑居ビルや高齢者施設、共同住宅など、小規模施設や転用が外形上判断できない建築物は防火安全対策を講じようとしても構造上の制約が大きいことも明らかとなっており、そうしたところで大切な命が奪われる火災が発生しています。

技術的基準を満たしているのか否かを誰が判断するのも明らかにされておらず、基本的には所有者任せの安全性を軽視した規制緩和に他ならず認められません。加えて、これらに関わる事務手数料が規定され、消費税率の引き上げ分も含まれることから本条例改正に反対するものです。

次に、2 請願について賛成の立場から討論します。

まず、請願第 1 号 大津市立天神山保育園民営計画の撤回を求める請願についてです。市は財政難を理由に、公立保育園にかかる経費の増高に歯止めをかけるとして、1 学区に 2 園設置している 2 つの地域の公立園の 1 カ所ずつを民営化する方針を明らかにしました。そのうちの 1 カ所が天神山保育園であり、保護者をはじめ保育関係者、地域の方々がこの市の方針の撤回を求めてお

られるものです。市の方針の背景には、国が公立保育園の運営費や施設整備に係る補助金を地方交付税に参入したり、消費税 10%への増税と引き替えに幼児教育・保育の無償化を打ち出すなど、国が自らの財政的な責任を後退させ、公立園の民営化の流れを強めてきたことがあります。そのため市内の公立保育園の施設の老朽化や耐震化のための改修についても、市単独で予算を確保することになっています。

しかし児童福祉法第 24 条は、「自治体の保育実施義務責任」の規定で、保育を必要とする子どもの保育は市町村が保障するとされています。公立保育園はこの義務を果たす最も基本の施設であり、市の保育水準を示すものです。つまりまずは公立で実施することが原則であり市の保育の要とも言えます。

ところが全国的にも待機児童が増え続けており、深刻な社会問題にもなっているのは、この大津市も例外ではありません。待機児童解消のためには、民間事業者だのみと規制緩和ではなく、本来公立で認可保育園を整備し、正規の保育士を確保することが重要な手立てです。市が直接待機児童解消と向き合い、責任を果たすことが求められ、公立園の役割はますます大きくなっていることから、本市において公立園を民営化する必要はありません。むしろ公立園としての役割を発揮し、困難を抱えた子どもや保護者を支え、周辺の民間園との連携で地域の子育てを積極的に支援すべきです。

公立園の民営化については、他の自治体では大きな混乱を引き起こし、その後の保育の継続という点でも子どもたちのみならず保護者にも不安や心配による影響が及んでいると聞き及びます。今般の民営化計画が、議論も説明も子どもたちへの配慮も不十分なまま性急に進められようとしていることも大きな問題です。

本請願とともに議長宛に保護者だけでなく地域の方々を含めた署名が 2332 筆、賛同者としての署名 51 人を合わせ 2383 筆が提出されています。市は、財政を逼迫させるからと国に追随するのではなく、この市民の切なる願いに応え大津市立天神山保育園の民営化計画を撤回すべきであり、本請願に賛成するものです。

次に請願第 2 号 平成 31 年度大津市国民健康保険料の値上げ中止を求める請願についてであります。

国民健康保険加入者の多くは無職、年金生活者、非正規労働者、自営業者となっており、加入者の多くが低所得者となっていますが、1 人当たりの保険料は、協会けんぽの 1.3 倍、組合健保の 1.7 倍になっています。また、国保料には他の保険にない家族の人数に応じて負担が増える「均等割」があるため、子どもが増えれば増えるほど保険料が上がる少子化対策にも逆行する制度となっています。所得が低いうえで保険料は被用者保険と比べても高く、国保加入者の負担は限界に近づいています。

負担能力を越える高い国民健康保険料が住民を苦しめ、保険料の滞納により保険証を取り上げられた方が病院に行けず、重症化したり手遅れになって死亡されるという悲惨な事例が各地で起こっています。

高すぎる国保料の問題の解決は、住民の健康と暮らしを守るうえでも、国民皆保険制度の最重要な柱である国民健康保険制度の持続性を確保するうえでも、社会の公平・公正という面からも、避けて通れない課題となっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体は、制度を継続させていくうえで、財政基盤を強化するための公費投入の拡充を国に要望しています。今年度から国の 3400 億円の支援が始まりましたが国保制度を維持していくには、さらなる公費負担が必要だと全国知事会は 1 兆円の支援を要望しています。大津市の国保料も年々上がり続け、来年度は県の出した保険料率に合わせるとモデ

ル世帯でなんと 10.5%の値上げとなり、所得の 19.4%にもなります。これでは国保料を支払うことができない世帯が大幅に増えることが予想されます。

大津市は市民の命と健康を守るうえでも国保料の値上げをストップさせる責任があり、今年度積み立てる予定の 5 億 5 千万の基金や繰越金の活用、また一般会計からの繰り入れを行うべきです。2014 年度にも大津市は国保料の値上りを抑えるために一般会計からの繰り入れを行ったことがあります。市は、市民の願いに応え、これ以上国保料を値上げさせないために、あらゆる手立てを尽くすべきです。

また本請願は、当市議会に対しても、公費を投入して保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げることができるよう国に意見書を提出することを求めています。残念ながら意見書案は否決されてしまいました。二元代表制のもと、市議会からも意見書を提出することは、市民の願いの実現に大きな力になるということを申し添えて、本請願に賛成いたします。

市民の願いに応え、請願を採択されるよう、議員の皆さんの賛同を求めて討論いたします。